

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 下仁田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽整備事業	町が浄化槽の設置希望者から「分担金」と「使用料」を徴収し、設置から維持管理までを行う	町内の住宅保有者				令和5年12月23日まで		建設水道課	0274-64-8807(直通)	https://www.town.shimonita.lg.jp/gasu-suidou/m01/m03/20140728131503.html	
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、2階建て以下(持家)(プレハブ、ツーバイフォー工法は除く)	町内に在する木造住宅の所有者				令和5年9月30日まで	5件(先着順)	建設水道課	0274-64-8807(直通)	https://www.town.shimonita.lg.jp/gasu-suidou/m01/m04/01.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	木造住宅耐震診断に基づき耐震改修工事を行う者に対し、耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事にかかる費用を一部助成	(1)耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅を下仁田町内に所有し、当該住宅に居住している者 (2)徴税を滞納していない者	工事等に要する費用の2分の1以内の額で100万円を限度額とした額			令和5年9月30日まで	1戸(先着順)	建設水道課	0274-64-8807(直通)	https://www.town.shimonita.lg.jp/gasu-suidou/m01/m04/20190415155339.html	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	下仁田町定住促進奨励金	下仁田町に住宅を新築し定住する方に補助金を交付します。	・下仁田町内に定住を目的として新築を取得した方 ・租税および水道料金等の滞納がない方	固定資産税が課税される当初の年度に30万円を一括交付					企画課	0274-64-8809(直通)	https://www.town.shimonita.lg.jp/index.html	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機補助	購入した生ごみ処理機	町内に住所を有する方	・一世帯1基について購入金額の2分の1の額で2万5千円を限度とした額 ・ただし、1度補助を受けると、5年間は再補助を受けられません				予算の範囲内	保健課	0274-82-5490	https://www.town.shimonita.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m08/04.html	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業	下仁田町内に事故魚重要な専用住宅を新築する者に対して補助金を交付する	「ぐんまの木で家づくり支援事業」で構造材・内装材補助に該当する者 (1)下仁田町内に自己居住用の専用住宅を新築すること (2)構造材の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること (3)住宅の延べ床面積が80㎡以上280㎡未満であること (4)県内に事業所のある事業者による施工であること	延べ床面積80㎡以上280㎡未満 5,000円/㎡ 上限100万円 加算処置 町内の業者による施工 30万円加算 加算処置 町内の地域材による施工 30万円加算 132㎡以上280㎡未満…40万円				農林課	0274-64-8806(直通)	https://www.town.shimonita.lg.jp/nourin-kensetu/m01/m01/m01/02.html		